

II. 耐震化の現状

(1) 特定建築物の耐震化の状況

①不特定多数の者が利用する特定建築物

特定建築物とは、本計画において、耐震改修促進法第14条の特定既存耐震不適格建築物の略称として利用する。

不特定多数の者が利用する建築用途で、その用途分類に応じて一定の規模（面積、階数）を有するとして法に定められ、その所有者は、所有する建築物で耐震性が疑わしいものについて積極的に耐震診断を行い、耐震性が不足すると判断された場合は、耐震改修を実施する努力義務を負っている。

【特定建築物】

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件		指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件
	階数	面積 (㎡)	面積 (㎡)
学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	2	1,000	1,500
	3	1,000	
体育館（一般公共の用に供されるもの） ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	1	1,000	2,000
病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場	3	1,000	2,000
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 幼稚園、保育所 博物館、美術館、図書館			
遊技場 公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀王 その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。） 車両の停車場又は造船若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署その他これらに類する公共上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500	
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)		左に同じ

本市における特定建築物の耐震化の状況は下記のとおりである。

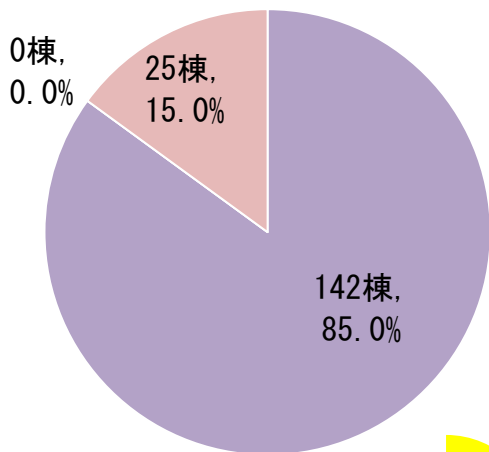
【特定建築物の耐震化状況】

区分	昭和57年以降の建築物 [A]	昭和56年以前の建築物[B]		建築物数 [D=A+B]	耐震性あり建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり[C]				
民間特定建築物	142棟	25棟		167棟	142棟	85.0%
		—				
公共特定建築物	85棟	22棟		107棟	107棟	100.0%
		22棟				
特定建築物計	227棟	47棟		274棟	249棟	90.9%
		22棟				

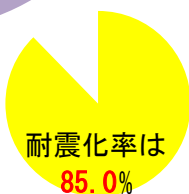
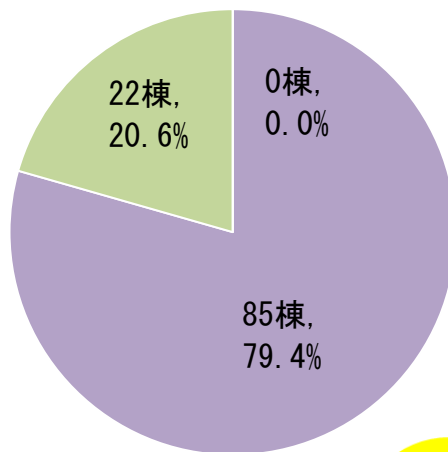
不特定多数の者が利用する特定建築物の状況

◇ 糸島市内の不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（平成30年3月時点）は以下のとおり。

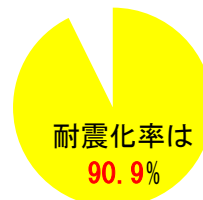
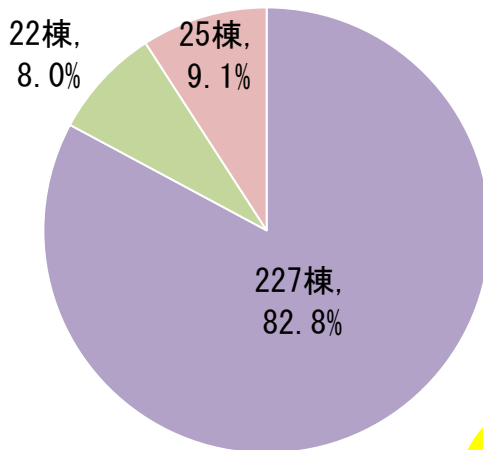
【民間特定建築物の耐震化の現状】



【公共特定建築物の耐震化の現状】



【特定建築物全体の耐震化の現状】



- 昭和57年以降建築
- 昭和56年以前建築（うち耐震性あり）
- 昭和56年以前建築（うち耐震性に劣る）

◆不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別の状況

糸島市内の不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別並びに公共・民間区分別の耐震化の現状は以下のとおり。

(棟)

番号	用途分類	公共・民間	全棟数	S57以降棟数	S56以前棟数			耐震化率
					総数	耐震性あり	耐震性なし	
①	庁舎、警察署、消防署	公共	5	4	1	1	0	100.0%
		民間	0	0	0	0	0	-
		小計	5	4	1	1	0	100.0%
②	郵便局、保健所、税務署 その他これに類する公益上 必要な建築物	公共	1	0	1	1	0	-
		民間	1	1	0	0	0	100.0%
		小計	2	1	1	1	0	100.0%
③	小中学校、病院、体育館、 集会所、幼稚園等	公共	72	52	20	20	0	100.0%
		民間	38	30	8	0	8	78.9%
		小計	110	82	28	20	8	92.7%
④	老人ホーム、福祉施設等	公共	3	3	0	0	0	100.0%
		民間	19	17	2	0	2	89.5%
		小計	22	20	2	0	2	90.9%
⑤	ボーリング場、劇場、展示場、 ホテル、博物館、物販店、遊技場 公衆浴場、飲食店、理髪店等	公共	4	4	0	0	0	100.0%
		民間	21	15	6	0	6	71.4%
		小計	25	19	6	0	6	76.0%
⑥	卸売市場、賃貸共同住宅、事務所 工場等	公共	22	22	0	0	0	100.0%
		民間	88	79	9	0	9	89.8%
		小計	110	101	9	0	9	91.8%
⑦	公共用交通施設、駐車場等	公共						-
		民間						-
		小計	0	0	0	0	0	-
合計		公共	107	85	22	22	0	100.0%
		民間	167	142	25	0	25	85.0%
		小計	274	227	47	22	25	90.9%

- ◇ 特定建築物数を用途別にみると「⑥卸売市場、賃貸共同住宅、事務所、工場等」が110棟で最も多く、全体の約40%を占めている。全体での公共・民間の区分別の割合は、それぞれ39%、61%となっている。
- ◇ 用途別では、「⑤ボーリング場、劇場、展示場、ホテル、博物館、物販店、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店等」の耐震化率がやや低い状況である。
- ◇ 公共・民間の区分では、公共の特定建築物（耐震化率100%）に比べ、民間の特定建築物の耐震化率が約15ポイント低くなっている。

②危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物

◆糸島市内の危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の棟数は以下のとおり。

危険物貯蔵・処理施設の棟数	39棟
---------------	-----

③多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

◆地震により倒壊した場合、糸島市内の多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の棟数は以下のとおり。（※県の調査から）

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の棟数	65棟
------------------------------	-----

## 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方

### ◆対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

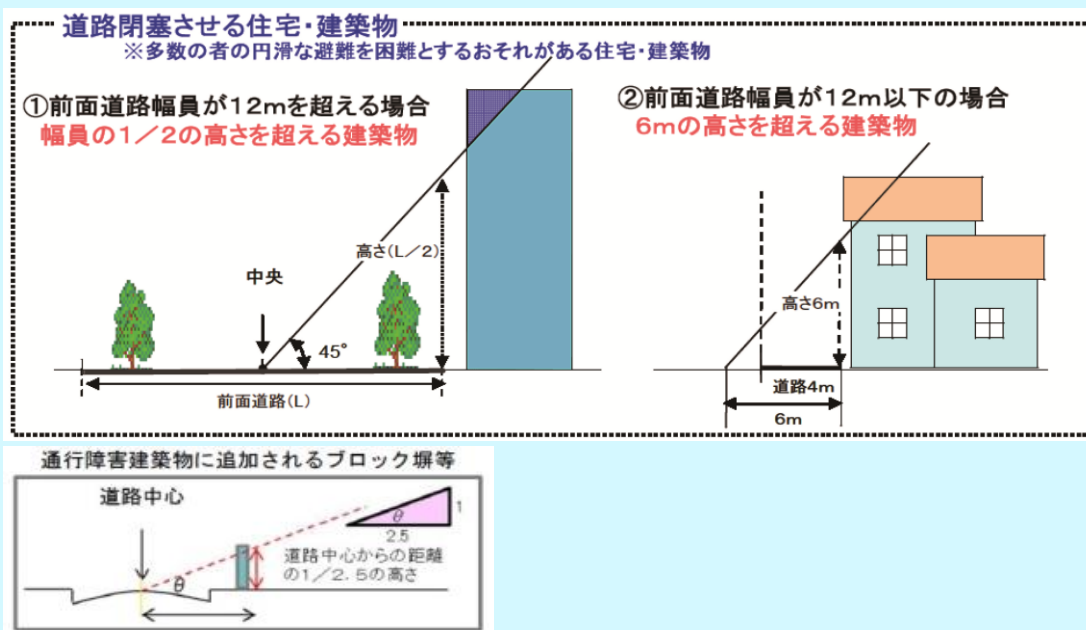
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

#### 【通行障害建築物の要件】

##### ◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物。
  - イ 12メートル以下の場合 6メートル
  - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造であつて建築物に付属するもの。



### ◆道路の指定の考え方

耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定により、本計画において指定する道路は、広域的な緊急輸送手段を確保するために、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成26年11月見直し）に定められた第1次、第2次緊急輸送ネットワークとする。

#### ◇耐震改修促進法 第5条第3項第3号「〔都道府県耐震改修促進計画〕で定める事項」

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要であると認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

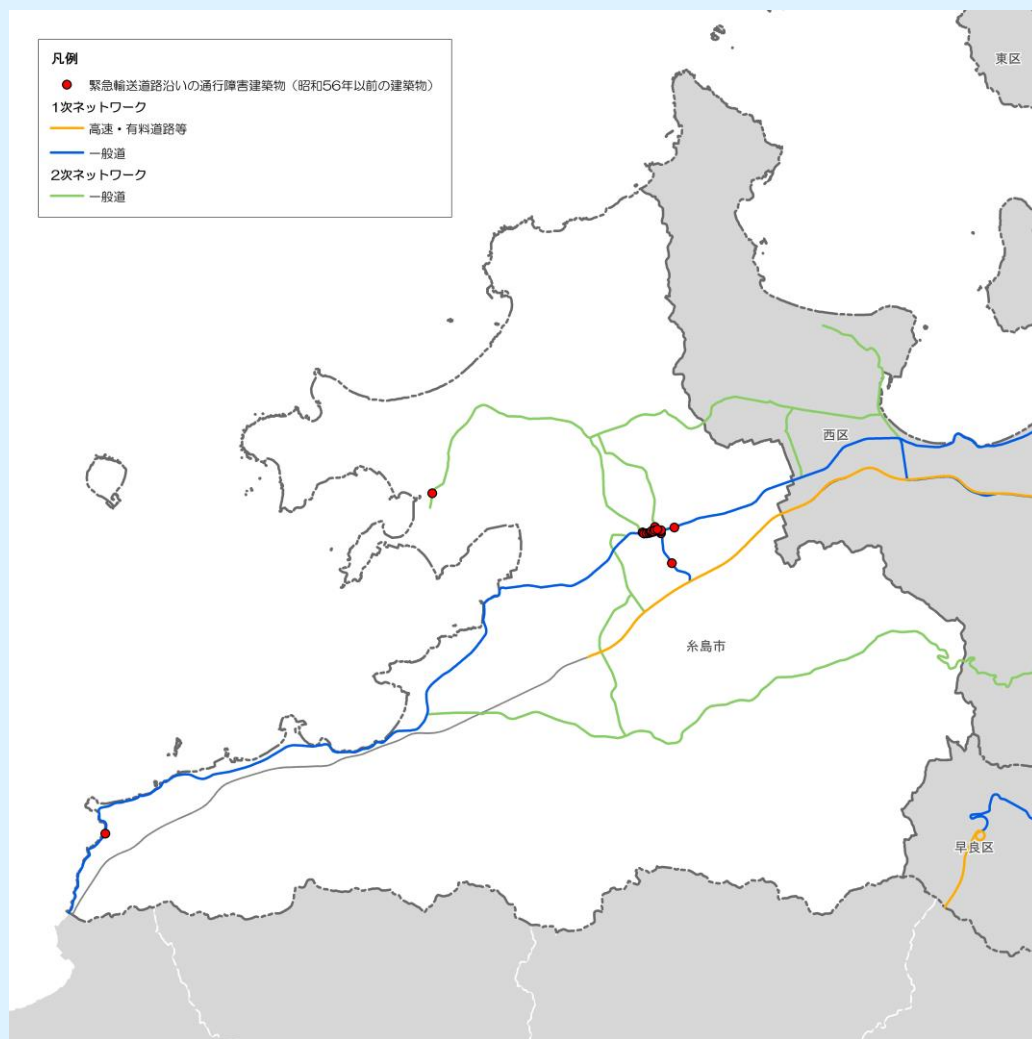
（出典：福岡県建築物耐震化促進計画）

### 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の状況

◆緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は以下のとおり。

	昭和57年 以降の建築物 〔A〕	昭和56年 以前の建築物 〔B〕	全建築物数 〔C=A+B〕
福岡県	4,438	2,023	6,461
糸島市	49	16	65

※建築年次が不明なものは、すべて昭和56年以前に建築された建築物とした。



#### 【福岡県緊急輸送道路ネットワーク】

- ◇平成25年度に策定された「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築が謳われている。このネットワークは1次、或いは2次に区分されそれぞれ以下の特徴をもっている。
  - 第1次緊急輸送道路ネットワーク：県庁、県内5市の中心都市重要港湾、空港、災害医療拠点などを連絡する根幹的な道路
  - 第2次緊急輸送道路ネットワーク：第1次緊急輸送道路ネットワークと、市町村役場、消防、警察、学校、体育館などを連絡する副次的な道路

(2) 住宅の耐震化の状況

本市における住宅の耐震化の状況は以下のとおりである。

※耐震化率は「戸建て住宅」と「共同住宅等」に区分して推計。

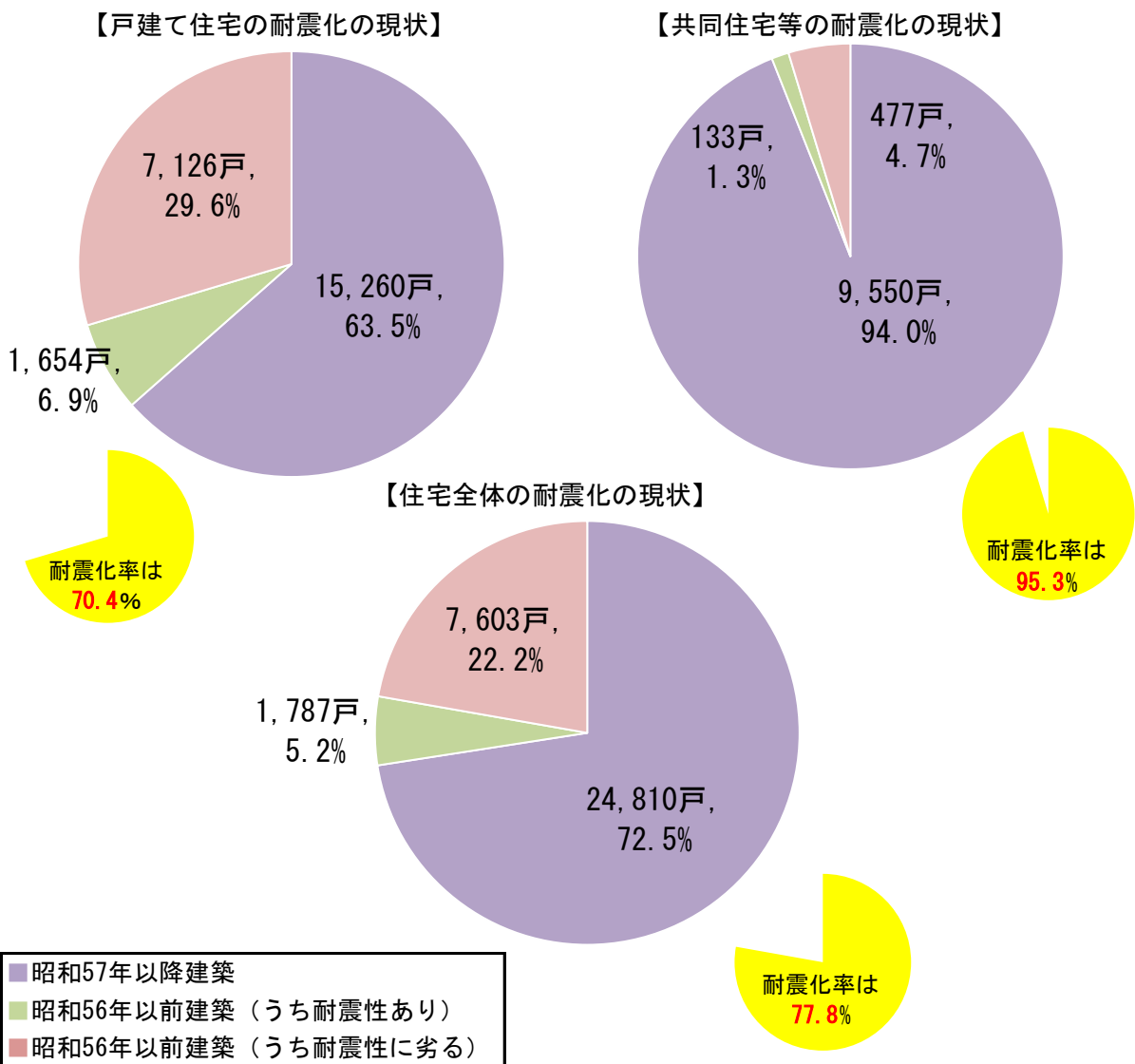
区分	昭和57年 以降の住宅 〔A〕	昭和56年以前の住宅〔B〕		住宅数 〔D=A+B〕	耐震性あり 住宅数 〔E=A+C〕	耐震化率 〔F=E/D*100〕
		うち耐震性あり〔C〕				
戸建て住宅	15,260戸	8,780戸		24,040戸	16,914戸	70.4%
		1,654戸				
共同住宅等	9,550戸	610戸		10,160戸	9,683戸	95.3%
		133戸				
住宅計	24,810戸	9,390戸		34,200戸	26,597戸	77.8%
		1,787戸				

注1：平成25年住宅・土地統計調査から集計

注2：Cの数値は住宅・土地統計調査から推計

住宅の耐震化率の現状（住宅・土地統計調査より）

◇ 住宅全体の耐震化率は77.8%で、共同住宅等の耐震化率は戸建て住宅と比較すると約25ポイント高い。



### Ⅲ. 耐震改修促進に向けた課題

#### (1) 糸島市の耐震化の取組

糸島市における現在の耐震化の取り組み状況を整理すると以下のとおりとなる。

##### 【糸島市の耐震化の取組】

##### ◆建築物所有者の意識啓発

「耐震改修促進法」の趣旨、内容をわかりやすく解説するパンフレットの配布やセミナーにより建築物所有者に対し耐震知識の普及、啓発に努めている。  
住まいの耐震化教室を年に1回開催している。

##### ◆市民の防災意識の向上

「糸島市地震ゆれやすさマップ」を市内約34,000戸に全戸配布するとともに、防災教室の開催による地震被害への備えと意識の向上に努めている。  
市内全行政区での自主防災組織の組織化の趣旨・内容をわかりやすく解説するパンフレットを配布するとともに、セミナーの開催によって建築物所有者に対し耐震知識の普及、啓発に努めている。

##### ◆耐震化の推進

木造戸建て住宅耐震改修補助金を創設 (H26)  
がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の創設 (H28)  
木造戸建て住宅耐震改修事業の周知パンフレットを市内約34,000戸に全戸配布 (H29)

#### (2) 糸島市の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、糸島市における耐震化の課題を以下のとおり設定する。

##### 【糸島市の耐震化の課題】

##### ◆防災上重要な建築物の耐震化

- 特定建築物の耐震化率が目標値を下回っており、更なる耐震化を進める必要がある。
- 災害時においては、防災拠点機能や民間建築物に対する先導的役割が求められており、公共建築物の耐震化促進が必要である。
- 所有者の認識が十分でないことや費用的負担等の理由で、民間特定建築物の耐震化が進んでいないことから、現状を踏まえた耐震化促進が必要である。
- 住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に耐震化が遅れている木造住宅について、耐震化を進める必要がある。
- 東日本大震災以降の法改正を踏まえて、住宅・建築物の耐震化方策への対応が必要である。
- 耐震診断が義務化された大規模特定建築物について、着実に耐震化を進める必要がある。

- 倒壊により大勢の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物の耐震化が必要である。
- 「福岡県建築物耐震改修促進計画」や「糸島市地域防災計画」と十分な連携・調整を図った住宅・建築物の耐震化が必要である。

◆意識啓発・知識の普及

- 糸島市でも福岡県西方沖地震や糸島地震など大きな地震が発生する可能性があることを再認識する必要がある。
- 地震の恐ろしさ・地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取組が必要である。
- 耐震化により地震発生によるリスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの自覚を促すとともに、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を行う必要がある。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図る。

◆耐震化に向けた環境整備

- 国や県の補助制度や優遇税制等の制度活用など、耐震化を促進するための情報提供などの環境整備を図る必要がある。
- 耐震改修工事を行う際の仮住まいの確保など、耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情報提供を行う必要がある。

◆建築物全般の安全対策

- 家具等の転倒防止や天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊などの地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要である。





## I. 耐震化の目標

### 1. 目標設定の考え方

#### (1) 目標設定の考え方

糸島市においては、建替え及び耐震改修による建築物の耐震化を促進することを前提に耐震化の目標を設定する。

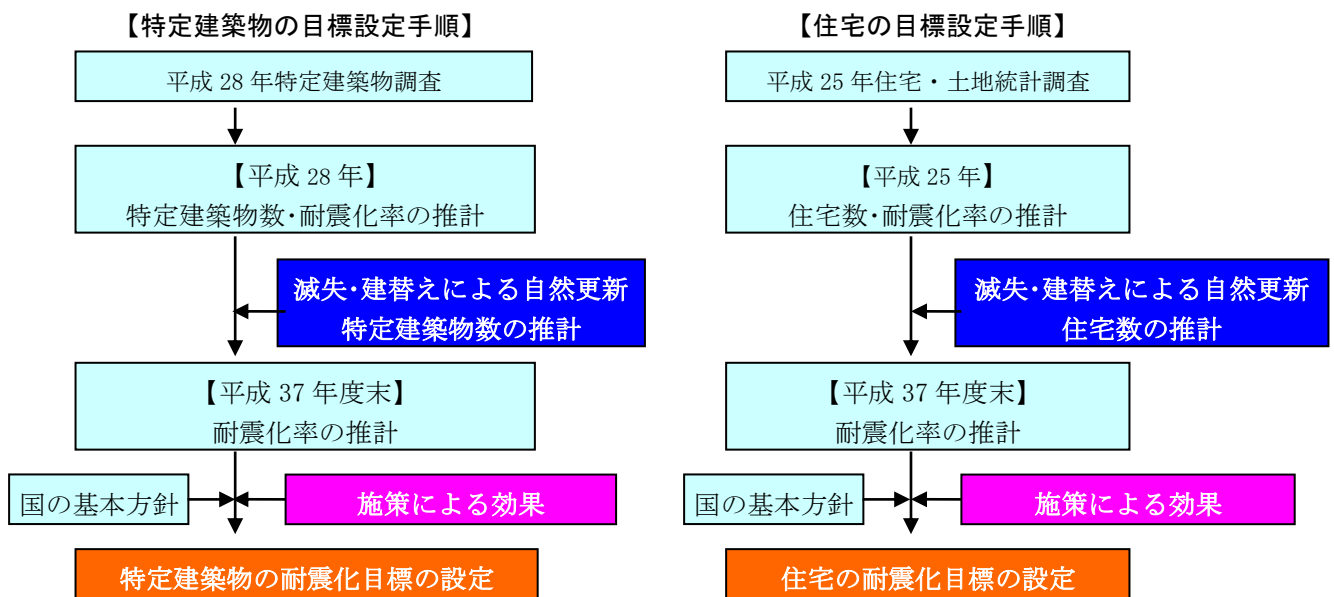
目標設定の基本的な考え方は以下のとおりである。

#### 【目標設定の基本的な考え方】

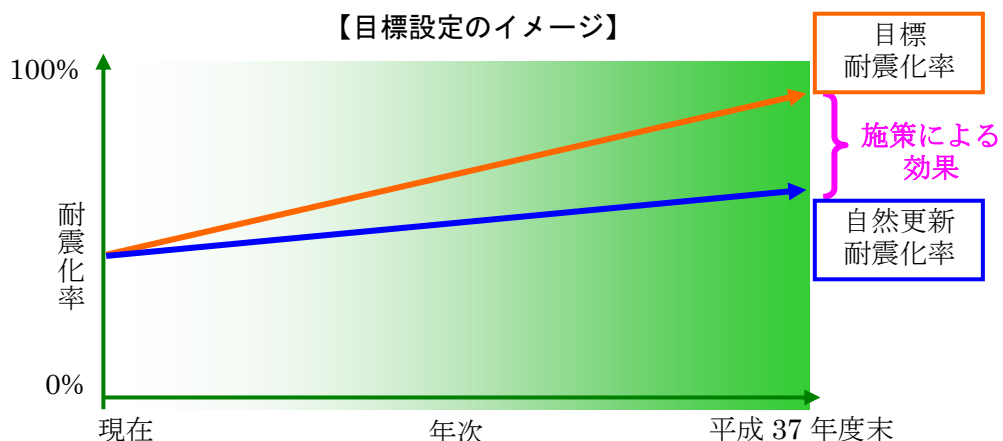
- 国は、国土強靱化計画アクションプラン2015で耐震化率の目標を住宅、特定建築物共に95%（H32）と示している。また、耐震改修促進法に基づく国の基本方針において住宅は、「平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消すること」としている。
- 本市においては、耐震化の現状や自然更新のペース、施策による効果及び国・県の目標を考慮し、耐震化率の目標を住宅と特定建築物に区分して設定する。

#### (2) 目標設定の手順

目標設定は、住宅及び特定建築物毎に概ね以下の手順で実施し、自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果及び全国の目標を考慮し、耐震化率の目標を設定する。



#### 【目標設定のイメージ】



## 2. 耐震化目標の設定

糸島市の特定建築物の耐震化の現状は、全国平均を若干上回っており、住宅の耐震化の現状は、住宅・土地統計調査から見ると全国平均を若干下回っている。

この現状を鑑み、平成37年度末までに達成すべき耐震化率は、特定建築物・住宅ともに国及び県の目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

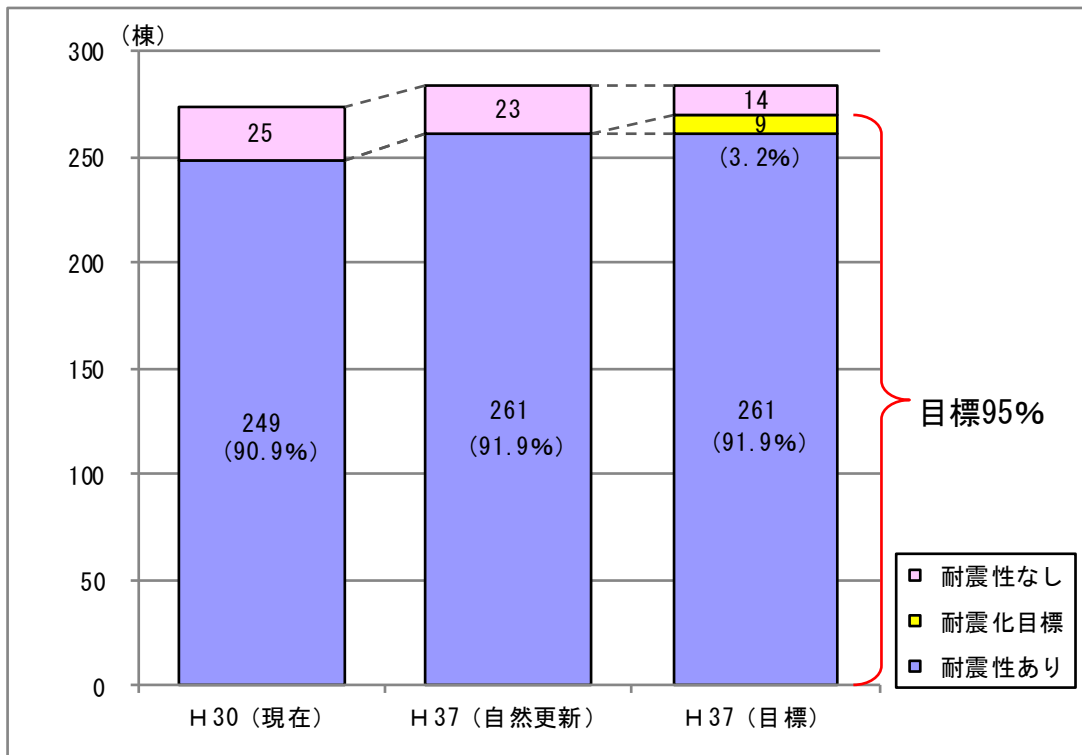
	全国の耐震化率	福岡県の耐震化率	糸島市の耐震化率
特定建築物	85% (H25)	86.0% (H27.4)	90.9% (H30.3)
住宅	82% (H25)	82.8% (H25.10)	77.8% (H25.10)

	全棟数 〔戸数〕	S57以降の 建築棟数 〔戸数〕	S56以前建築			現状の耐震化率 〔%〕	耐震化率の目標 〔平成37年度末〕 〔%〕
			棟数 〔戸数〕	耐震性あり棟数 〔戸数〕	耐震性なし棟数 〔戸数〕		
特定建築物	274棟	227棟	47棟	22棟	25棟	90.9% (H30)	95%
住宅	34,200戸	24,810戸	9,390戸	1,787戸	7,603戸	77.8% (H25)	95%

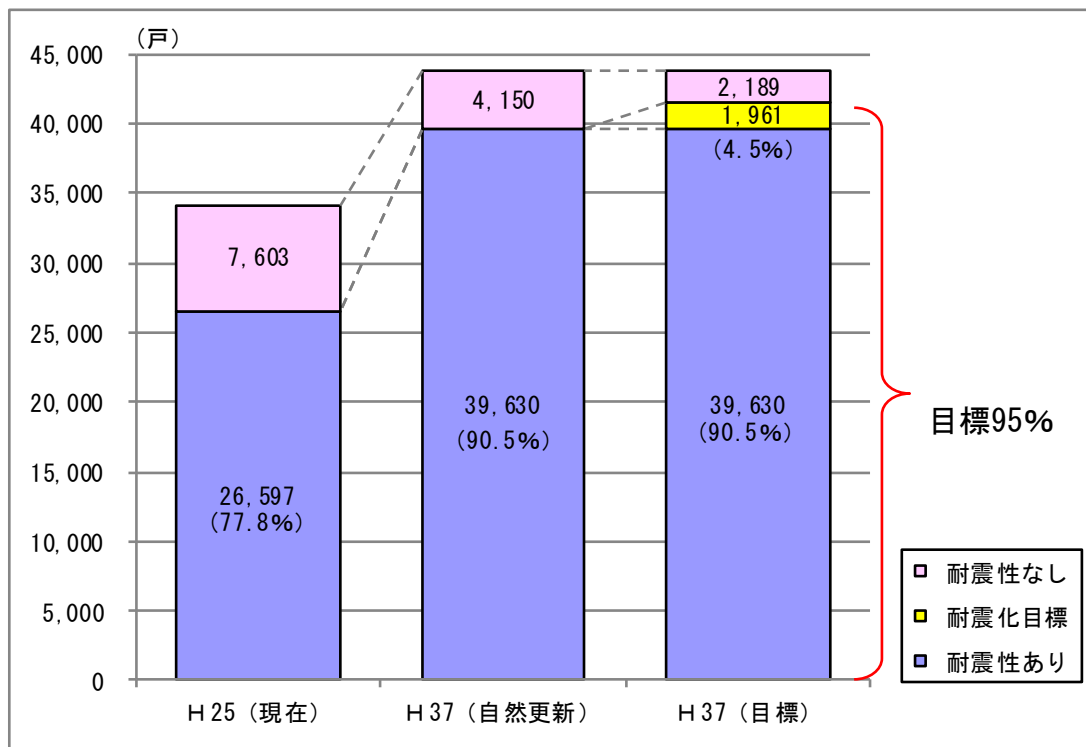
- 平成37年末の目標達成のため、特定建築物の耐震改修を5棟、住宅の耐震改修を約2,000戸実施する必要がある。

糸島市の特定建築物及び住宅の耐震化の現状を把握し、自然更新率による平成37年度の耐震化の推計と目標を比較すると、次ページのようになる。

【特定建築物の耐震化の推計】



【住宅の耐震化の推計】



## II. 計画の骨子

### 1. 耐震化の基本方針

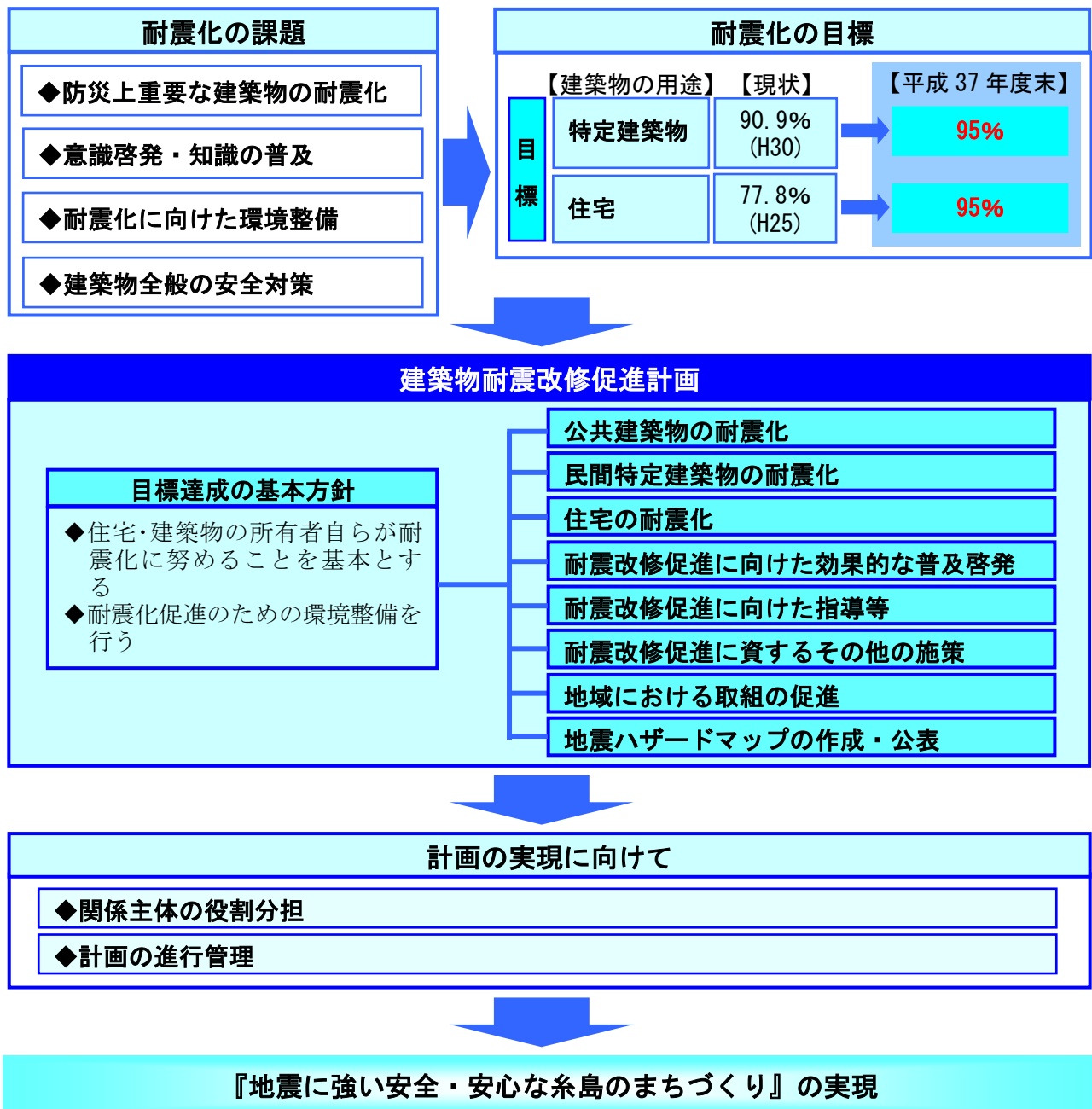
住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、糸島市は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備や支援施策を講じるものとする。

以下に、目標達成に向けた耐震化の基本方針を示す。

- ◆ 住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
- ◆ 耐震化促進のための環境整備を行う

**地震に強い安全・安心な糸島のまちづくり 《建築物の耐震化の促進》**

### 2. 施策の体系



## Ⅲ. 施策の概要

### 1. 公共建築物の耐震化

#### ■ 取組方針

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設である。このため、糸島市では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地獄的条件を考慮し、市民の生命・身体及び財産の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

#### ■ 具体的な施策

##### (1) 重点的かつ計画的な耐震化の促進

###### ①公共建築物の耐震化の考え方

- ◇ 不特定かつ多数の市民が利用する可能性が高い公共建築物が、倒壊等により甚大な被害を受けると、災害時の対策において役割を果たせなく懸念があることから、公共建築物の耐震化を重点的に図るものとする。

###### ②公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進

- ◇ 公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用、及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類した上で、同分類に沿った計画的な耐震化を進めていく。

#### 【公共施設分類】

分類		対象建築物
防災拠点建築物	災害時の情報収集・指令等	市役所
	医療・保健活動、被災者支援	病院、保健所、消防署等
	避難活動支援	避難所（学校、体育館、公民館等）
災害弱者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する建築物		学校、その他の建築物

- ◇ 特に耐震改修促進法附則第3条の規定により、不特定多数かつ多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）については、耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられたため（報告期限：平成27年12月31日）、所管行政庁が当該結果を公表することにより、効果的に耐震化を進めていく。

#### 【耐震診断義務づけ対象となる大規模建築物の要件】

- 原則として、以下の①及び②の要件を満たす建築物が対象
- ①階数3及び床面積の合計5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等の不特定多数かつ多数の者が利用する建築物等（※）であること
  - ②旧耐震基準により新築した建築物（新耐震基準により増築等の工事を行い、検査証の交付を受けたものを除く）であること
- ※小・中学校は階数2及び床面積の合計3,000㎡以上、幼稚園・保育所は階数2及び床面積の合計1,500㎡以上 等

③防災拠点建築物の指定による耐震化の推進

- ◇ 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物の耐震化を進めていくものとする。

建物名称	災害時の用途	耐震診断結果の県への報告
市役所 本庁舎	災害対策本部	報告済（耐震改修工事済）

④補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進

- ◇ 公共建築物については、住民を災害から守るとともに、大地震が発生した場合に救助等の拠点機能を果たす必要があり、十分な安全性確保が求められることから、「住宅・建築物耐震改修事業」や「公共施設等耐震化事業」等の補助制度等を活用することで、計画的に耐震化を進めていくものとする。

【公共建築物に関する住宅・建築物耐震改修事業の概要】

対象	主な要件等	
耐震診断	補助率	: 地方公共団体が実施する場合 ・国 1/3 ・国 1/2 (※1)
耐震改修等	補助対象	: 耐震改修工事費（建替えを含む）
	補助率	: 地方公共団体が実施する場合 * 多数の者が利用する建築物 国 11.5% 国 1/2 (※2) * 避難場所の防災拠点 国 1/3 国 1/2 (※3)
耐震化のための計画の策定	補助率	: 地方公共団体が実施する場合 国 1/3
耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業	補助率	: 地方公共団体が実施する場合 国 1/2

(※平成 30 年 3 月現在)

- ※1 要安全確認計画記載建築物でH31. 3. 31までに着手した場合
- ※2 要緊急安全確認大規模建築物でH31. 3. 31までに補強設計に着手したもの
- ※3 要安全確認計画記載建築物でH31. 3. 31までに補強設計に着手したもの
- ※4 要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物でH31. 3. 31までに着手した場合

【公共施設等耐震化事業の概要】

● **事業概要**

- ・ 阪神・淡路大震災の教訓、及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の趣旨を踏まえつつ、大規模災害が発生した場合の災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、公共施設等の耐震化を推進する事業である。

● **支援内容**

- ・ 本事業の90%は防災対策事業債を充当し、元利償還金の50%は、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入される。

防災対策事業債（事業費の90%）

交付税措置 元利償還金の50% （事業費の45%）	一般 財源 10%
---------------------------------	-----------------

● **対象となる施設**

- ・ 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ・ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎含む）
- ・ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等

(2) 市有建築物の耐震化の推進

①市有建築物の耐震化の考え方

- ◇ 本計画及び市公共施設等総合管理計画に基づいて、市有建築物の管理部局、財政部局などの横断的な取組により耐震化を推進する。

②市有建築物の耐震対策

- ◇ 対象は、耐震改修促進法第14条に規定される特定建築物、並びに災害応急対策活動に必要な建築物又は多数の市民が利用する建築物で、階数2以上又は面積200㎡を超える建築物とする。
- ◇ 耐震性能は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」に示される技術上の指針によるものとし、災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の市民が利用する建築物については、地震時及び震後の用途に応じて保有すべき耐震性能の確保を目指す。
- ◇ 耐震改修等は、対象建築物の用途、保有している耐震性能等を考慮し、平成37年度までに計画的に実施することを目標とする。なお、建築物の利用上又は費用対効果が得られない等の理由で耐震改修を行うことが適当でない場合は、建替え、解体等の検討を行うものとする。

③耐震対策の推進

- ◇ 市有建築物の所管課は本計画の円滑な実施に努め、都市計画課は所管課に対し必要な情報提供及び指導助言を行うものとする。

【市有建築物の現状と耐震化率】

平成29年度末

区分	総件数 A = B + C	新耐震 (S57以降) 件数	旧耐震 (S56以前) 件数	旧耐震			耐震化済 件数 G = B + D	耐震化率 H = G / A
		B	C	耐震性あり 件数	未診断 件数	その他 件数		
対象建築物	301	246	55	44	8	3	290	96.3%

※件数とは、棟数とは異なり、耐震診断の単位を示す